

個人情報保護に関する特記仕様書

(法令等の遵守)

第1条 指定管理者（以下「乙」という。）は、法令及び千代田区（以下「甲」という。）の条例、規則、規程等並びに本個人情報保護に関する特記仕様書（以下「本特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 乙は、千代田区立スポーツセンター及び千代田区立九段生涯学習館の運営管理に関する基本協定（以下「協定」という。）締結に際して、乙の個人情報の保護に関する取り組みを明らかにするため、個人情報保護に関する規程等を提出しなければならない。

3 乙は、協定締結に際して、個人情報の保護に関する誓約書（別紙1）を提出しなければならない。

(従事者の届出等)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、本件業務に着手する前に書面により甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。

3 作業責任者は、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、本件業務に着手する前に書面により甲に届け出なければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に届け出なければならない。

3 乙は、甲の庁舎内で本件業務を行う場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、受託者名が分かるようにしなければならない。

(目的外利用又は外部提供の禁止)

第5条 乙は、本件業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を正当な理由なく本件業務以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。指定管理期間満了後又は指定管理者取消し後も同様とする。

2 乙は、全ての作業責任者及び作業従事者に対して、個人情報保護に関する誓約書（別紙2）を提出させるとともに、その誓約書の写しを甲に提出しなければならない。

(再委託)

第6条 乙は、本件業務のうち個人情報を取り扱う業務処理を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲に次の各号に掲げる事項を書面に示して協議し、甲

の承諾が得られたときはこの限りでない。

(1) 再委託が必要な業務範囲及びその理由

(2) 再委託先の名称

(3) 再委託先において個人情報保護体制が確保されていることの説明

2 乙が、甲の承諾を受け、本件業務の一部を再委託する場合、乙は、再委託先に本協定に基づく一切の義務を履行させるとともに、甲に対し、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

3 乙は、再委託先の業務履行状況を適切に管理・監督するとともに、甲が求めたときは、再委託先の当該管理・監督の状況について適宜報告し、又は甲の再委託先への立入り調査に協力させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 乙は、本件業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、前項の労働者を含む全ての労働者の行為及びその結果について責任を負うものとする。

(千代田区個人情報保護審議会への諮問)

第8条 乙は、次の各号に掲げる個人情報の処理を行おうとするときは、千代田区個人情報保護条例（平成10年千代田区条例第43号。以下「個人情報保護条例」という。）第34条第1項の準用規定に基づき、甲を通じて千代田区個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、甲が個人情報保護条例等に基づき不要と判断したときはこの限りでない。

(1) 収集禁止事項（思想、信条、宗教に関する事項、犯罪に関する事項等）に関する個人情報の収集

(2) 本人以外の者からの個人情報の収集

(3) 個人情報の目的外利用

(4) 個人情報の区の機関以外の者への提供

(5) 情報システムによる個人情報の処理

(6) 情報システムによる収集禁止事項に係る個人情報の処理

(7) 乙のコンピュータと甲以外の者のコンピュータを通信回線により結合しての個人情報の処理

(8) 個人情報を取り扱う業務処理の再委託

(個人情報の管理)

第9条 乙は、本件業務において個人情報を保有する間は、次の各号に掲げるところにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合又は事前に甲が承諾した場合以外は、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

(3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上

の保護措置を施すこと。紙帳票で持ち出す場合は強固なケース内に施錠する等の保護措置を行うこと。

- (4) 事前に甲の承諾を受けて、作業場所内で業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体並びにそのバックアップの保管状況とこれらに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用のパソコン、カメラ、外部記録媒体その他の私用物を持ち込ませて、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を処理するパソコンに、個人情報の漏洩につながるおそれのある本件業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第 10 条 乙は、甲から本件業務に関する個人情報を受け取る場合は、甲に個人情報の預かり証を提出しなければならない。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第 11 条 乙は、本件業務の終了時には、甲が指定した方法により、本件業務において使用する個人情報を返還（乙のもとで新たに取得された個人情報の引継ぎを含む。）、消去又は廃棄しなければならない。

2 乙は、本件業務において使用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄する個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 甲は、乙による個人情報の消去又は廃棄に立ち会うことができ、乙は甲の立会いを受け容れなければならない。

4 乙は、本件業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記載された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不能とするよう確実な措置を行わなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、第 2 項の規定により甲から承諾を得た方法で個人情報の消去又は廃棄を行ったことについて、誓約書を提出しなければならない。

(個人情報の取扱いの状況報告)

第 12 条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合又は甲から立入り調査の依頼があったときは、直ちに応じなければならない。

(自己情報開示等請求)

第 13 条 乙は、個人情報保護条例の規定に基づき、区民等から直接自己情報の開示等の請求があった場合は、甲に連絡するものとする。

(事故時の対応)

第 14 条 乙は、本件業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めるものとする。

3 甲は、本件業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第 15 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記仕様書の内容に違反したことにより、甲又は千代田区民等に損害が発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

(罰則)

第 16 条 乙は、個人情報保護条例第 39 条各項に規定する違反行為を行った場合には刑事罰の対象となることを十分認識しなければならない。

(別紙1)

個人情報の保護に関する誓約書

千代田区長 殿

千代田区立スポーツセンター及び千代田区立九段生涯学習館指定管理業務の受託に際し、下記の事項を誓約します。

記

- 1 法令、千代田区の条例等及び本件協定（以下「法令等及び本件協定」といいます。）を遵守し、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じます。
- 2 本件業務において直接若しくは間接に知り得た個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本件業務の目的以外で使用し、又は第三者に提供しません。また、千代田区の事前承諾が得られた範囲を超えて、個人情報を複製又は複写しません。指定管理期間終了後も同様にこれらの行為を行いません。
- 3 本件業務に従事する全ての者に対し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びに個人情報の適正管理のための必要な措置を徹底させます。
- 4 万一、当社が本件業務に従事させる者若しくは従事させていた者が、法令等及び本件協定に違反し、千代田区、千代田区民等に損害を与えたときは、その一切の損害の賠償責任を負います。
- 5 本件業務において直接又は間接に知り得た個人情報を正当な理由なく外部に提供したり、盗用する等の行為を行ったときは、千代田区個人情報保護条例第39条各項（裏面のとおり）に規定する刑事責任を負います。

令和 年 月 日

住 所

法人名

代表者名

印

(裏面)

千代田区個人情報保護条例 (抄)

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は、受託者等の当該受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者(以下「職員等」という。)が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。次項において同じ。)を実施機関以外の者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号イに規定する個人情報ファイルを実施機関以外の者に提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 職員等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 第34条の2第1項の規定による業務の委託若しくは同条第2項の規定による公の施設の管理者の指定若しくは第34条の3第3項の規定による業務の委託を受けた法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して各本項に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

指定管理者従事者用

(別紙 2)

個人情報の保護に関する誓約書

(事業者名)

千代田区立スポーツセンター及び千代田区立九段生涯学習館指定管理業務に従事するにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 法令、千代田区の条例等及び本件協定（以下「法令等及び本件協定」といいます。）を遵守し、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じます。
- 2 本件業務において直接若しくは間接に知り得た個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本件業務の目的以外で使用し、又は第三者に提供しません。また、千代田区の事前承諾が得られた範囲を超えて、個人情報を複製又は複写しません。本件業務従事後も同様にこれらの行為を行いません。
- 3 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びに個人情報の適正管理のために必要な措置を徹底して行います。
- 4 万一、法令等及び本件協定に違反し、千代田区、千代田区民等に損害を与えたときは、その一切の損害の賠償責任を負います。
- 5 本件業務において直接又は間接に知り得た個人情報を正当な理由なく外部に提供したり、盗用する等の行為を行ったときは、千代田区個人情報保護条例第 39 条各項（裏面のとおりに規定する刑事責任を負います。

令和 年 月 日

氏名

印

本誓約書の写しを千代田区に提供することについて同意します。

氏名

印

(裏面)

千代田区個人情報保護条例 (抄)

(罰則)

第39条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は、受託者等の当該受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者(以下「職員等」という。)が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号アに規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。次項において同じ。)を実施機関以外の者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第3号イに規定する個人情報ファイルを実施機関以外の者に提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 職員等が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 第34条の2第1項の規定による業務の委託若しくは同条第2項の規定による公の施設の管理者の指定若しくは第34条の3第3項の規定による業務の委託を受けた法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して各本項に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。